

一般社団法人日本形成外科学会専門医資格更新審査についての公示

2022年9月20日
 一般社団法人 日本形成外科学会
 専門医生涯教育委員会
 委員長 野口 昌彦

日本専門医機構の整備指針に従い日形会誌6月号に掲載した専門医資格更新審査についての公示に追加して、以下の6項目につき周知いたします。

1. 特別な理由（海外への留学や勤務、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応

※注意※

これまでの「留保」制度が、日本専門医機構の制度下では廃止となり、下記の「活動休止」「更新猶予」に変わることになります。

- 1) 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想できる場合
 ⇒事前に同理由から専門医としての活動ができないと分かっている場合
 専門医の「活動休止」を申請してください。

活動休止前に、活動休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）と理由書を提出し、学会と機構の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。休止期間中は機構認定専門医資格を休止という形で保有できますが、機構認定専門医と称することはできません。休止期間中の診療実績や講習会受講は更新の単位として認められません。休止を希望する場合は、初回の申請で最長2年までの休止が認められますが、その後は1年単位で申請を延長することも可能です。途中月単位での切り上げは当面認めないので計画的な申請をお願いします。

休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後5年で更新基準を満たす必要があります。休止明けの更新後は5年ごとに次の更新をすることになります。

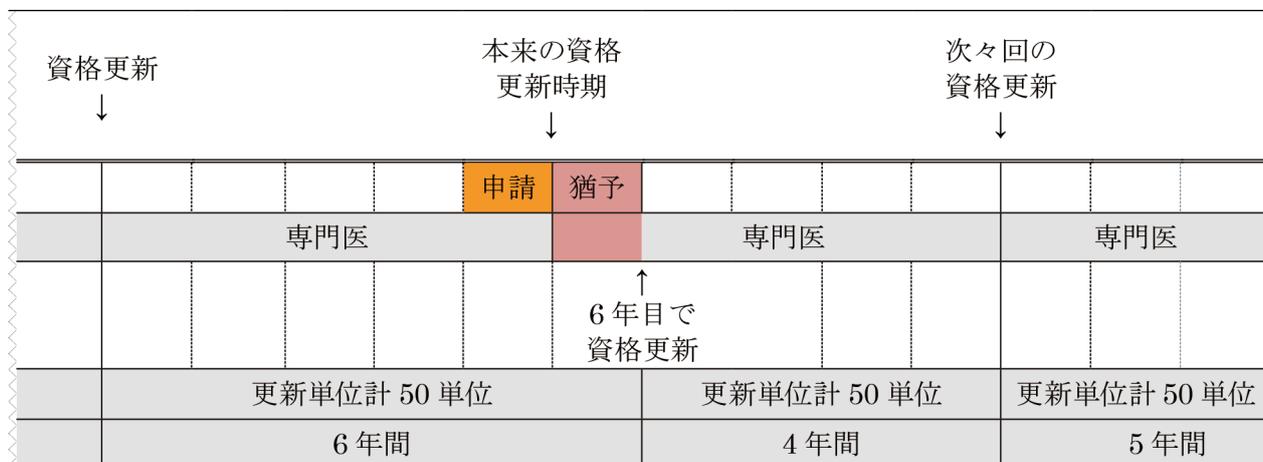


- 2) 更新時期になって同理由から所定の期間に更新基準を満たすことができないと分かった場合
 学会専門医の「更新猶予」を申請してください。

更新猶予申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、学会と機構で審査承認された場合、1年間更新を猶予することができます。通常の専門医更新時期と同時期に申請書を提出してください。猶予期間中も機構認定専門医資格を維持することができます。この場合通常5年のところを6

年目で更新できることとなります。次回の更新は4年後で、次々回更新からが5年ごとの更新となります。

* 猶予期間が1年以上となることが予想される場合は休止申請にて対応してください。



なお、公的機関での医師免許を元に専門的な業務に従事し、一時的に診療に従事できない場合は、在籍証明を提出することで更新猶予申請が可能です。公的機関の一例は下記のとおりです。

- ・ 国立研究機関，独立行政法人
 医薬品医療機器総合機構（PMDA）
 日本医療研究開発機構（AMED）
 国立感染症研究所等
- ・ 行政機関
- ・ 国連，国際機関等
- ・ 教育機関（医療，福祉，保健，教育），福祉療育施設

2. 上記1. 以外の理由により規定更新単位数を満たせなかった場合

5年間で必要な単位を獲得し得ない方は専門医資格を停止しますが、続く2年で所定の単位を獲得すれば更新が可能です。なお、停止期間中は更新の資格は保有しますが、専門医資格は停止となります（専門医と標榜できない）。

その場合の提出方法は下記のとおりです。

2017年専門医取得者で2022年更新予定だった場合

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|------------------------|--|
| 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 11月申請書類 到着 | |
|-------|-------|-------|-------|------------------------|--|

↓ 書類提出期間までに書類を提出 → 未提出 → 2023年4月1日より専門医資格停止
 2023年申請時の単位数のカウント

| | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|------------------------|
| 2018年 無効 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 11月申請書類 到着 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|------------------------|

直近の5年間の生涯教育基準単位を提出する必要があるため、2018年分の点数は無効になります。

3. 更新忘れに対する対応

更新を忘れ、資格喪失後1年以内にそのことに気づいた場合は理由書を添えて資格喪失事由発生時から起算して1年間の更新猶予申請を行うことができることとします。原則的に更新猶予の事後申請は受け付けられませんが、専門医生涯教育委員会で十分な調査と審議を経て、正当な理由があると判断されたもののみ審査対象とします。

資格喪失後1年を経たものは資格を放棄したものとみなします。ただし、専門医生涯教育委員会での個別の調査と審議を経た上で、機構で承認された場合に限り5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる場合があります。

4. 身体不自由な方の更新単位について

身体不自由な方の更新単位につきましては、単位取得できない更新要件を他の単位で補うなどが可能です。専門医生涯教育委員会で十分な調査と審議を経て、正当な理由があると判断されたもののみ対象としますので個別にご連絡ください。

5. 専門医機構の専門医管理システム

専門医機構の専門医管理システムに登録をお願いします。認定証の発行に際しては、機構の専門医管理システムにマイページ登録が完了していることが必須となりました。

6. 現地開催での専門医更新要件に関わる講習（領域講習・共通講習）における同一時間帯での重複受講に関する取扱いについて

現地開催の学術集会での、同日同時時間帯に重複する講習での完全受講による単位取得は認められません。講習単位の決済の際に以下の点にご注意ください。重複受講歴が確認された会員においては学会期間中の全ての講習受講歴が無効となりますので、ご注意ください。

ただし、ハイブリッド開催などで、同日同時時間帯に設定されていた講習を（1）現地とオンデマンド、（2）オンデマンドのみで受講した場合はこれに当てはまりません（あくまで同日同時時間帯で聴くことができないはずの講習が重複していた場合、不正受講登録になるという通告です）。

くれぐれも不正な受講登録は行わないよう、正しい運用をお願いいたします。

注記

なお、下記の場合は専門医生涯教育委員会で審査し、日本専門医機構承認のうえ資格を剥奪することがあります。

1) 資格の停止

・学会における会員資格が停止されたとき（停止の期間：会員資格停止期間）

2) 資格の喪失

・領域学会における会員資格を喪失したとき

3) 資格の取消

・機構専門医の申請または専門医資格更新の申請に、虚偽または、重大な誤りがあったとき。

機構専門医資格の停止、喪失、または取消となった者は機構の専門医登録簿から削除されます。また、機構専門医資格の停止、喪失、または取消となった者は機構専門医認定証をすみやかに返還する必要があります。